

○財務省告示第二百四十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年七月十四日に発行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年八月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十

一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
イ 方法 価格競争

各申込みのうち応募価格の高い

七										六																
イ					ロ					イ					ロ											
払込金					競争入札					競争入札					競争入札											
行	争	非	者	特	国	入	価	格	競	争	非	者	特	国	入	価	格	競	争	非	者	特	国	入		
札	格	第	加	場	債	札	格	競	争	札	格	第	加	場	債	札	格	競	争	札	格	第	加	場	債	
発	行	I			市	行	行	行	額	発	行	I			市	行	行	行	額	発	行	I			市	
					七	万	七			で	七	万	七		千	国	項	計	十	つ	定	う	額			
					百	円	千			七	百	二			十	債	の	規	二	い	に	ち	面			
					五		六			百	十				三	に	定	す	億	は	基	づ	金			
					十		百			二	十				十	つ	に	る	九	、	き	政	で			
					八		五			十	一				三	い	は	法	百	額	発	法	七			
					億		十			億					億	は	づ	律	二	面	行	第	千			
					四		四			八					千	、	き	第	十	金	し	四	二			
					千		億			十					八	額	発	十	万	額	た	条	百			
					九		六			、					十	面	行	万	円	で	利	第	七			
					百		千			額					万	金	し	十	、	五	付	一	十			
					二十		百			面					十	額	行	六	、	千	国	十				
					万		八			金					万	行	十	、	百	百	債	六				
					円		十			行					十	額	し	十	、	四	に	十				
										十六					億	で	付	一	、	四	規	億				
										二					円	二		会	、	十	に	円				

もこのからその応募額を順次割り
 当てる。各の応募
 限度額を範囲内
 各の応募額を割り
 当てる。

八 最低額面金

五万円

九 振替単位

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金と

十 発行日

平成二十八年七月十四日

十一 発行価格

額面金額百円につき百四十四

十二 入札発行競争

額面金額百円につき百五十二格

十三 特別参加

額面金額百円につき百五十二格

十四 非入札発行競争

額面金額百円につき百五十二格

十五 利率

年〇・三パーセント

十六 経過利率

年〇・三パーセント

十七 払込み

額面金額の総額

十八 払込み

額面金額の総額

十九 初期利率

額面金額の総額

二十 規定

額面金額の総額

額面金額 $\times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子

平成二十八年七月十四日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成五十八年六月二十日 利率子を払う。 利息をその日以前六月間に属す 日を、支払期とし、各支払期にお 毎年六月二十日及び十二月二十